不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>損害賠償との調整</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>予防接種法第１８条第１項及び第２項
　市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。
２　市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>いきいき健康部保健センター健康計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定（法令の規定により基準が言い尽くされているため）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>